

広島市こども療育センター、北部こども療育センター、西部こども療育センター及び広島市こども療育センター仮設施設の医療情報システムの賃貸借
仕様書

社会福祉法人 広島市社会福祉事業団

令和4年3月

目次

1 件名	3
2 借入れの内容等	3
3 契約期間等	3
4 調達対象システム	3
5 導入予定システムの稼働予定日	3
6 借入れ場所	4
7 センター名称および概要	4
8 現在の運用形態	5
9 システムの概要	6
10 システムの導入に関する要件	7
11 ネットワーク環境構築要件	18
12 システムの運用保守に関する要件	18
13 納品成果物	20
14 業務の引継ぎ	20
15 留意事項	21
16 費用負担	21
17 その他	21

仕 様 書

1 件名

広島市こども療育センター、北部こども療育センター、西部こども療育センター及び広島市こども療育センター仮施設の医療情報システムの賃貸借

2 借入れの内容等

本件は、広島市こども療育センター、北部こども療育センター、西部こども療育センター及び広島市こども療育センター仮施設の電子カルテシステムの新規導入及び医療事務・給食管理・薬剤情報システム等の更新に係るコンピュータ機器及びソフトウェア一式の借入れ（保守及びデータ移行を含む。）を行うものである。

本仕様書は、広島市こども療育センター4施設の医療情報システム（以下「システム」という。）の導入、運用に必要となる機器等、および役務等の調達を行うために作成したものであり、システムの概要、必要な性能、および機能等の要件について必要な事項を定める。

3 契約期間等

契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

履行期間 令和5年1月1日から令和9年3月31日まで

4 調達対象システム

（1）基幹システム

ア 電子カルテシステム（オーダーリングシステム含む）

イ 医事会計システム

（2）部門システム

ア 薬剤情報発行システム

イ 栄養管理システム

ウ 診断書作成支援システム

エ 自動再来受付機

オ 診察券発行機

カ 心電図データビューアシステム

キ 脳波簡易ファイリングシステム

5 導入予定システムの稼働予定日

令和5年1月1日

6 借入れ場所

社会福祉法人広島市社会福祉事業団

広島市こども療育センター (広島市東区光町二丁目15番55号)

広島市北部こども療育センター (広島市安佐北区可部南五丁目8番70号)

広島市西部こども療育センター (広島市佐伯区海老山南二丁目2番18号)

広島市こども療育センター仮設施設 (広島市南区南蟹屋二丁目1番11号)

7 センター名称および概要

こども療育センターは、以下4施設から成る。

- (1) 名 称 広島市こども療育センター
住 所 〒732-0052 広島市東区光町二丁目15番55号
診療科目 小児科、精神科、整形外科、耳鼻咽喉科
開館時間 8時30分～17時15分
休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで
(ただし、愛育園は休館日なし。)
給食対象施設 二葉園、愛育園
- (2) 名 称 広島市北部こども療育センター
住 所 〒731-0223 広島市安佐北区可部南五丁目8番70号
診療科目 小児科、精神科、整形外科
開館時間 8時30分～17時15分
休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで
給食対象施設 くすのき園、わかば園
- (3) 名 称 広島市西部こども療育センター
住 所 〒731-5138 広島市佐伯区海老山南二丁目2番18号
診療科目 小児科、精神科、整形外科
開館時間 8時30分～17時15分
休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで
給食対象施設 なぎさ園
- (4) 名 称 広島市こども療育センター仮設施設
住 所 〒732-0803 広島市南区南蟹屋二丁目1番11号
開館時間 8時30分～17時15分
休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで
給食対象施設 育成園、山彦園

8 現在の運用形態

(1) 医療事務

ア 患者番号の桁数

7桁

イ 初診・再診の受付

(ア) 広島市こども療育センター

初診の場合は2階受付で診療申込書と療育券を作成後、2階診療窓口を送付する。2階診療窓口職員がカルテを作成し受診科受付へ送付。再診の場合は2階診療窓口で受付後カルテを受診科受付へ送付。

(イ) 広島市北部・西部こども療育センター

初診の場合は2階診療窓口で療育券とカルテを作成後、受診科受付へ送付。再診の場合は2階診療窓口で受付後カルテを受診科受付へ送付。

ウ カルテの保管方法

紙カルテにより保管

基礎数値

	広島市 こども療育センター	広島市北部 こども療育センター	広島市西部 こども療育センター
病床数(医療法承認)	なし	なし	なし
患者マスタ	約38,000人分	約7,000人分	約7,000人分
外来患者数	平均129人/日	平均35人/日	平均52人/日
外来レセプト件数	約2,000件/月	約389件/月	約900件/月
外来新規患者数	約6人/日	約1.5人/日	約2人/日
診療会計職員数	3人	2人	2人

(2) 給食管理

ア 対象施設定員等

(ア) 広島市こども療育センター（栄養士1名）

二葉園（定員：40名）、愛育園（定員：寄宿28名・通所15名）

(イ) 広島市北部こども療育センター（栄養士1名）

くすのき園（定員：40名）、わかば園（定員：20名）

(ウ) 広島市西部こども療育センター（栄養士1名）

なぎさ園（定員：80名、うち給食対象は70名）

(エ) 広島市こども療育センター仮設施設（栄養士1名）

育成園（定員：30名）、山彦園（定員：30名）

イ 給食回数

(ア) 広島市こども療育センター

昼食のみ（二葉園）月曜日～金曜日

全食・間食（愛育園）月曜日～土曜日

(イ) 広島市北部こども療育センター

昼食のみ（くすのき園、わかば園）月曜日～金曜日

(ウ) 広島市西部こども療育センター

昼食のみ（なぎさ園）月曜日～金曜日

(エ) 広島市こども療育センター仮設施設

昼食のみ（育成園、山彦園）月曜日～金曜日

ウ 作業内容

(ア) 広島市こども療育センター、広島市北部こども療育センター、広島市こども療育センター仮設施設（調理業務は業者委託）

栄養士による、献立作成（栄養計算、栄養管理を含む）、材料発注

(イ) 広島市西部こども療育センター（調理業務はセンター直営）

栄養士による、献立作成（栄養計算、栄養管理を含む）、材料発注、支払管理

9 システムの概要

電子カルテシステム及び医療事務システムについては、広島市こども療育センター仮設施設を除く 3 施設（上記 7 参照）のデータベースを統合する。

給食管理システムについては、広島市こども療育センターと広島市こども療育センター仮設施設をピアツーピアで接続し、他 2 センターはスタンドアローン運用とする。

薬剤情報システムについては、広島市こども療育センター仮設施設を除く 3 施設でスタンドアローン運用とする。

診断書作成システムについては、電子カルテシステム及び医療事務システムと連携すること。

電子カルテシステムサーバ・オーダーリングシステムサーバ・医療事務システムサーバ・診断書作成システムサーバ・ウイルス対策サーバについては、広島市こども療育センターで一元管理すること。管理方式については、オンプレミス方式とする。

(1) 処理対象業務

ア 診療記録・指示（医科）

(ア) 診療録への記載

(イ) 投薬や検査等の指示

(ウ) 記録の閲覧

※詳細な機能要件は、後述のとおり

イ 医療事務（医科）

(ア) 診療窓口会計

(イ) 診療報酬請求（レセプト電算・オンライン請求を含む）

(ウ) 医療統計の作成

※詳細な機能要件は、後述のとおり

ウ 統計情報処理業務

(ア) データ管理

(イ) データ検索・照会

(ウ) 統計処理

※詳細な機能要件は、後述のとおり

エ 給食管理

(ア) 献立作成

(イ) 栄養計算・栄養管理

(ウ) 材料発注・支払管理

※詳細な機能要件は、後述のとおり

オ 薬剤情報管理

(ア) 服薬指導箋印刷

(イ) お薬手帳印刷

(ウ) データ管理

※詳細な機能要件は、後述のとおり

カ 診断書作成業務

(ア) 医師・看護師による診断書作成

(イ) 診断書作成状況の管理・参照

(ウ) データ管理

※詳細な機能要件は、後述のとおり

キ その他

(ア) 汎用事務処理

(イ) ウイルス対策

(ウ) 受付業務の自動化（再来受付機）（広島市こども療育センターのみ）

(エ) 診察券の作成（診察券発行機）（広島市こども療育センターのみ）

(オ) PACS・心電図・脳波システムとの連携

※詳細な機能要件は、後述のとおり

(2) ハードウェアの基本構想

詳細は後述のとおり

10 システムの導入に関する要件

(1) 全般事項

ア 機器設置については、別添のイメージを参照のこと。

イ 令和4年4月1日から導入予定のデスクトップパソコン5台へシステムを繋ぐこと。

ウ 広島市こども療育センター仮施設設の育成園・山彦園は今後、仮施設設での運用を終了し、広島市こども療育センターの新棟に移転予定である。移転後も引き続き使用できるようにすること。（移転先のネットワーク構築作業は別予算で行う予定。）

(2) ハードウェア要件

後述の基本機能、各システム仕様要求を満たす性能を有することを前提として、以下を満たすこと。
なお、サーバ及びクライアントともに、また、Microsoft 製 Office アプリケーション、ウイルス対策ソフトもインストールして提供すること。

ア サーバ基本要件

- (ア) 提案するすべてのシステム（電子カルテ・オーダーリング・医事会計システム・給食システムなど）が5年間スムーズに稼働できるように OS・CPU・メモリ・HDD 等を構築すること。なお、ハード障害のリスクを考慮した構成であること。
- (イ) 当センターのサーバ室内に収容すること。また、現行システムと並行稼働期間があることを考慮したうえで、新システムに必要なサーバラック、コンソール・マウス・キーボード等は受注者が用意すること。
- (ウ) 現行のサーバ及びサーバ付帯機器が不要となるまでは、新システムと並行稼働となることを考慮し、電源増設、ネットワーク、配線が新システムに必要な場合は受注者が用意すること。
- (エ) 本稼働後の保守費用の削減を考慮し、技術的な影響のない範囲でサーバ仮想化等の技術的工夫を取り入れること。

イ クライアント基本要件

以下の要件を満たす機器等を導入すること。

- (ア) 画面解像度は UXGA（1600×1200 ピクセル）以上の高解像度モニターに対応していること。
- (イ) 各個人ごとの日本語辞書の作成が可能なこと。

品名	数量	性能（記載の性能以上のものとする）
デスクトップパソコン	19	クライアント端末：デスクトップ PC 19 台（光町：9 台 北部：4 台 西部：5 台 仮設：1 台） ・ CPU：Core i5-10500 相当以上 ・ メモリ：8GB 以上 ・ SSD：128GB 以上 ・ 光学ドライブ：DVD-ROM ・ USB レーザーマウス、USB109 型キーボード付き 以下のソフトウェアをインストールすること。 ・ Office Home & Business 2021 ・ 不正プログラム対策ソフトウェア
ノートパソコン	86	クライアント端末：ノート PC 86 台（光町：54 台 北部：14 台 西部：17 台 仮設：1 台） ・ CPU：Core i5-10210 相当以上 ・ メモリ：8GB 以上 ・ SSD：128GB 以上 ・ 光学ドライブ：DVD-ROM ・ 解像度：FHD に対応していること。

品名	数量	性能（記載の性能以上のものとする）
		・本体一体型日本語キーボード（テンキー含み 108 以上）を有すること。 ・USB レーザーマウス付き 以下のソフトウェアをインストールすること。 ・Office Home & Business 2021 ・不正プログラム対策ソフトウェア

ウ プリンタ基本要件

以下の機器等を導入すること。

品名	数量	性能（記載の性能以上のものとする）
A4 モノクロプリンタ	32	（光町：22 台 北部：5 台 西部：5 台） ・印刷方式：LED 方式またはレーザー方式を採用した乾式電子写真方式であること（インクジェットに類する方式は不可） ・解像度：1200dpi 以上の解像度を有すること ・印刷速度：A4 モノクロ 片面印刷 38 枚/分以上 ・用紙サイズ：B5～A4 用紙まで印刷可能なこと ・最大給紙容量：標準カセット容量 280 枚以上 ・インターフェース：USB2.0/1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
A4 カラープリンタ	10	（光町：6 台 北部：2 台 西部：1 台 仮設：1 台） ・印刷方式：LED 方式またはレーザー方式を採用した乾式電子写真方式であること（インクジェットに類する方式は不可） ・解像度：1200dpi 以上の解像度を有すること ・印刷速度：A4 カラー、モノクロ 片面印刷 25 枚/分以上 ・用紙サイズ：B5～A4 用紙まで印刷可能なこと ・最大給紙容量：標準カセット容量 280 枚以上 ・インターフェース：USB2.0/1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
A3 モノクロプリンタ	2	（光町：1 台 北部：1 台） ・印刷方式：LED 方式またはレーザー方式を採用した乾式電子写真方式であること（インクジェットに類する方式は不可） ・解像度：1200dpi 以上の解像度を有すること ・印刷速度：A4 モノクロ 片面印刷 39 枚/分以上 ・用紙サイズ：B5～A3 用紙まで印刷可能なこと ・最大給紙容量：標準カセット容量 550 枚以上

品名	数量	性能（記載の性能以上のものとする）
		・ インターフェース：USB2.0/1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
A3 カラープリンタ	1	（仮設：1台） ・ 印刷方式：LED方式またはレーザー方式を採用した乾式電子写真方式であること（インクジェットに類する方式は不可） ・ 解像度：600dpi以上の解像度を有すること ・ 印刷速度：A4カラー、モノクロ 片面印刷 35枚/分以上 ・ 用紙サイズ：A3用紙まで印刷可能なこと ・ 最大給紙容量：標準カセット容量 320枚以上 ・ インターフェース：USB2.0/1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
A3 カラー複合機	3	（光町：1台 北部：1台 西部：1台） 【コピー機能】 ・ 形式：フロータイプ（用紙カセット4段） ・ カラー対応：フルカラー ・ 解像度：600dpi以上 ・ 原稿サイズ：フラップベット、RADF（自動両面原稿送り装置）共に最大 297×431.8mm ・ 連続複写速度：カラー/モノクロ 35ページ/分（A4ヨコ送り） ・ 最大給紙容量：ホッパ/カセット：普通紙 2,060枚（標準トレイ 320枚+増設トレイ 1,740枚）以上 - 手差しトレイ：普通紙 110枚以上 【プリンタ機能】 ・ 連続プリント速度：カラー/モノクロ：35ページ/分（A4ヨコ送り） ・ 解像度：600dpi以上 ・ 用紙種類：B5～A4用紙まで印刷可能なこと ・ インターフェース：有線 LAN <1000BASE-T、100BASE-TX、10BASE-T> 無線 LAN IEEE802.11a/b/g/n、USB2.0 ・ 最大給紙容量：ホッパ/カセット：普通紙 2,060枚（標準トレイ 320枚+増設トレイ 1,740枚）以上 - 手差しトレイ：普通紙 110枚以上

品名	数量	性能（記載の性能以上のものとする）
		【スキャン機能】 ・形式：RADF(自動両面原稿送り装置)付きフラットベッドスキャナ ・解像度：600dpi 以上 ・インターフェース：有線 LAN <1000BASE-T、100BASE-TX、10BASE-T>、USB2.0

エ スキャナ基本要件

以下の機器等を導入すること。

品名	数量	性能（記載の性能以上のものとする）
A4 スキャナ	15	（光町：9台 北部：3台 西部：2台 仮設：1台） ・スキャナタイプ：自動給紙方式（ADF）＋ フラットベッド ・光学解像度：600dpi 相当以上 ・原稿搭載容量：50 枚程度 ・読取速度：ADF:片面 25 枚/分以上 ・フラットベッド:片面 4 秒/枚以上 ・読取範囲：ADF:114×140mm～216×355mm ・フラットベッド:最大 216×297mm ・インターフェース：USB2.0/USB1.1

オ 薬剤情報印刷用ラベルプリンタ基本要件

以下の機器等を導入すること。

品名	数量	性能（記載の性能以上のものとする）
薬情ラベルプリンタ	3	（光町：1台 北部：1台 西部：1台） ・印刷方式：ダイレクトラインサーマル（感熱方式） ・解像度：8 ドット/mm（203dpi） ・印刷速度：最大 200mm/秒 ・用紙形態：感熱ラベルロール紙 ・用紙サイズ：79.5mm±0.5mm（デフォルト）相当 ・インターフェース：USB

カ 検査用ラベルプリンタ基本要件

以下の機器等を導入すること。

品名	数量	性能（記載の性能以上のものとする）
検査ラベルプリンタ	3	（光町：1台 北部：1台 西部：1台） 印刷方式：ダイレクトラインサーマル（感熱方式） 解像度：8 ドット/mm（203dpi） 印刷速度：最大 250 200mm/秒 用紙形態：感熱ラベルロール紙

品名	数量	性能（記載の性能以上のものとする）
		用紙サイズ：ラベル幅 22～115 mm、 長さ 25.4 mm～397 mm インターフェース：USB

キ 有線バーコードリーダー

以下の機器等を導入すること。

品名	数量	性能（記載の性能以上のものとする）
有線バーコードリーダー	5	（光町：5台） 光源：赤色半導体レーザー相当以上のもの スキャン速度：100 スキャン／秒以上 読み取りコード：Code39, Code128, Code11, Code93, Interleaved&Matrix2of5, UPC/EAN/JAN, UPC/EANwithAddendum, GS1 DataBar インターフェース：RS232, USB (HID/COM)

ク ネットワークスイッチ基本要件

以下の機器等を導入すること。

品名	数量	性能（記載の性能以上のものとする）
ネットワークスイッチ	12	（光町：2台 北部：5台 西部：5台） ・スイッチング容量：56.0G ・処理能力：転送レート 41.6M ・ポート数：24（10/100/1000BASE-T） ・MAC アドレステーブル最大数：16K ・VLAN 機能：PORT ・最大 VLAN 数 [I P アドレス設定可能数]：4094[8] ・スパニングツリー：S/R/M/P ・リンク集約：スタティック/LACP ・Ethernet 関連：Auto Negotiation/速度・全半二重固定、Auto MDI・MDIX/MDIX 固定 ・マルチキャスト機能：IGMPv1/v2/v3 スヌーピング、MLDv1/v2 スヌーピング ・認証機能. 1X/MAC/LOC ・802.1X 認証機能：有り ・QoS 機能：SPQ/WRR ・運用保守機能：SSH/Web/NetMeister

ケ 拠点間接続用ルータ（リモート保守用ルータ含む）基本要件
以下の機器等を導入すること。

品名	数量	性能（記載の性能以上のものとする）
ルータ	5	（光町：2台 北部：1台 西部：1台 仮設：1台） 転送性能：最大 2Gbps の IPv4 基本性能、最大 1.2Gbps の IPsec 性能（AES256/SHA1） ポート構成：5 ポート以上 全ポートギガビットイーサネット（10/100/1000BASE-T）対応 5 ポート以上であること（うちポート単位でスイッチングハブ機能を有すること） ポートベース VLAN、QoS（優先制御）機能、ミラーリング機能、ループガード IPv4 性能：最大 2Gbps VPN 性能：最大 1.2Gbps メモリ（Flash/DRAM）：32MB/256MB QoS 機能：送信優先制御方式：PQ/CBQ/LLQ 帯域制御：シェーピング セキュリティ機能：IEEE802.1X 認証、MAC アドレス認証、Web 認証、URL フィルタリング ループガード：機能あり その他：RoHS 指令 動作保証温度最大 50℃ 消費電力 14VA（7W）以下 未使用 LAN ポートのシャットダウン機能を実装 ファンレス設計

（3）システムの機能に関する全般的事項

詳細の機能要件は別添を参照のこと。なお、以下の要件を満たすことを前提とする。

- ア 各システム間の円滑な情報連携を実現すること。（既存の継続使用システム、医療機器、設備機器との接続においても同様とする）
- イ オーダリングシステム、電子カルテシステムを基幹システムとして、院内各部門が円滑に運用できるようなシステム機能上の配慮をすること。
- ウ 患者情報や診療情報として、テキストデータ、画像データ、波形データ、イラストデータ、音声データなどのマルチメディアデータを同一画面上で扱えること。波形データについてはイメージでもよいこととする。
- エ 電子カルテシステムや部門システムなどが同一の PC 上で稼働し、複数の業務システムを利用可能なこと。

- オ 電子カルテの規格として、HL7 Ver.2.4 以降および HL7 Ver.3 (XML 形式)、DICOM 規格を実装すること。
- カ 電子カルテシステムと各部門システムとの間で、Web を利用した情報連携が可能なこと。
- キ 各部署における患者の受付、到着確認、実施など業務で、診察券のバーコードを読み取ることに
よって患者データの照会画面表示や到着確認、実施登録などの処理が可能なこと。
- ク 必要に応じて、各種指示箋や帳票にバーコードを印字し、それを読み取ることにより上記と同様の
処理が可能なこと。
- ケ 各検査、オーダー画面にはヘルプボタンが設定可能なこと。ヘルプの内容は各部門の運用に合
わせて設定可能なこと。
- コ 診療記録や画像情報、検査結果には自由に付箋を貼り付けて、後で一括参照できること。
- サ 電子メール、電子掲示板、施設スケジュール管理など、院内共通情報インフラを構築すること
- シ カルテの記載に関しては、SOAP の統合システムを導入すること。
- ス カルテ開示の項目設定と一括出力が行えること。また、カルテ出力は、期間指定、病名の有無、
出力情報選択、保険種別に可能なこと。
- セ 外来患者一覧画面は、あらかじめ設定した情報の表示・非表示が反映されていること。
- ソ アプリケーション仮想化への対応が可能なこと。
- タ 運営管理機能としてシステム保守管理、ユーザー管理、アクセス権限、及び履歴管理のサポート
機能を有すること。
- チ システムは、全体として診療情報の開示やリスク要因の解析、外部評価などに耐えられる精度及
び可能性を備えたデータの蓄積・抽出・再利用を前提とした構成をとること。
- ツ システムの標準化の考え方から、医療会計システムで使用するマスタ類（診療・薬価・病名等）
は、レセプト電算処理に適したコードを使用していること。
- テ 病名マスタは、厚生労働省提供の傷病名マスタを使用し、内部コードとして基金コードを使用し
ていること。また、改正及び病名マスタの変更に對しても、それを準拠して適切な処置を講ずるこ
と。
- ト システムダウン時の対策マニュアル作成の支援を行うこと。

(4) システムの操作性に関する全般的事項

- ア ユーザーごとに一覧画面の項目表示順の並びを設定可能なこと。また、端末が変わってもユーザ
ーの設定はログイン ID により引き継がれること。
- イ 画面解像度ごとにユーザーが設定した画面配置を記憶可能なこと。
- ウ 画面解像度ごとにユーザーが設定するフォントを記憶する場合、以下が可能なこと。
 - (ア) フォントの種類とフォントサイズは患者一覧画面とカルテ画面上から直接設定可能であること。
 - (イ) 変更したフォントは、その子画面へ引継ぎが可能であること。
 - (ウ) 端末が変わっても操作者の設定はログイン ID により引継ぎが可能であること。
- エ 登録・修正・削除などのボタンに色を付け、視覚的に判別が容易であること。
- オ 患者パネルは男性・女性・性別不明で色分けが可能なこと。
- カ 運用管理にあたっては、専従のコンピュータ担当者を配置しないので、システムの自動運転機能
等を有した操作性の簡便なものであること。

(5) システムに記録するデータの一元管理・共有化に関する事項

- ア 患者の基本情報（感染症、アレルギー、血液型、身長・体重を含む）は、一元管理されると同時に、他機能の画面や他部門システムなどでも利用が可能なこと。
- イ 予約の情報（診療、検査、リハビリなどすべて）は、一元管理されると同時に、他機能の画面や他部門システムなどでも利用が可能なこと。また、予約時刻重複チェックが可能なこと。

(6) セキュリティに関する事項

- ア 機密保護対策として、ユーザーID およびパスワードによる認証を行うこと。
- イ パスワードは暗号化を可能とし、マスターメンテナンス画面やデータベース直接参照でも読み取りできない状態にすることが可能なこと。
- ウ 認証チェック時にはユーザーID だけでなく、パスワードなどを含めた複数項目でチェックを行うこと。
- エ 利用者ごとにグループ（職種、役職など）が設定可能なこと。また、利用者ごともしくは利用者が所属するグループごと（職種、役職など）に利用制限を設定可能なこと。
- オ 電子カルテ画面から部門の検査・治療所見の入力画面への移行には部門登録されている医師のみを許可するアクセス権限の管理がなされていること。
- カ 電子カルテへのログイン者情報は、診療記録の記載者や更新者として反映されること。
- キ 導入予定の全サーバは定期的にウイルスチェックを行い、感染の防止対策ができる仕組みを持つこと。
- ク USB ポートを使用する各種メディア装置への入出力制限が可能なこと。
- ケ 汎用オープンデータベースは、業界標準のものを採用したシステム構築を行うこと。また、オープンデータベースは、業界標準のものを採用しているシステムであること。
- コ クライアント機器については、覗き見防止対策を行うこと。

(7) 導入及び開発体制

- ア 納入者は、専任の開発チームで当開発にあたること。なお開発チームの構成員は、センターの業務に精通した者で、提案システムを導入した経験を持つ者を配置すること。
- イ 運用検討部会における、議事録を作成し提出すること。
- ウ 運用環境が完成した段階で、総合的なリハーサルを 2 回以上行い本稼働に備えること。
- エ システム設計、プログラム製造からシステム総合テストまでの作業、センター職員への操作研修、本稼働前のリハーサル、本稼働立ち会い、安定稼働までのシステム支援など、全てに対応すること。
- オ システム開発途中においては、随時パッケージソフトを提示し、画面構成および機能、操作性の説明を行い、マスタ設定の変更でどのように変化するかユーザーが確認可能なこと。
- カ 設置する機器との接続テスト、機能テストおよびプログラムテストはセンター職員の立ち会いのもとに行い、その承認を受けること。
- キ プログラムのテストデータはセンターの提供するデータを用い、実際の稼働環境に適切なプログラムであるかどうかを確認すること。
- ク システム導入のスケジュールをセンターに提示したうえ、進捗会議を月 1 回以上開催し、センターに書面にて報告すること。（但し、稼働 1 ヶ月前は毎週）
- ケ システム開発プロジェクトは、各システムごとに医療機関業務および IT に精通したシステムエ

ンジニアで編成すること。担当者は正当な理由が無い限り、システム開発初期から本稼働までの期間において変更を行わないこと。

コ システム開発中に発生する懸案事項、問題点に対し請負者側の検討が必要な場合、解決方を速やかに提案すること。

サ センター職員へ対象となるシステムを運用するために、必要な教育および端末機器などの操作訓練を行うこと。また、教育や操作訓練に必要な操作マニュアルを作成すること。

シ 既存システムから医療事務システム(医科)・給食管理システムの運用に係る必要なデータとマスタの移行、および各マスタ作成については、センター職員の負担がなく、日常業務に支障を来たさないことを前提に確実にデータの移行ができること。

ス 導入する主要ソフトウェアは、スムーズな導入および本稼働後の安定した運用を行うために、500件以上の導入実績のあるパッケージであること。また、受注者は100床以上の病院へ10件以上の導入実績があること。

セ 納入時における全てのソフトウェアは、安定稼働可能な最新バージョンで提供すること。

ソ システム構築作業は、基本的に業者主体で行うこと。

タ システム構築にかかる各種マスタ等の作成については、業者にて実施すること。また、センター職員にマスタパンチ作業等を行わせないこと。但し、入力に必要な情報は当センターから提供するものとする。

チ システム本稼働時等の立会いについては、十分な期間を設定して業務に支障を来たさない形でのスケジュールを提示すること。

ツ 設置する機器の接続テスト、機能テスト、プログラムテストには必ず発注者の立会いのもとに行い、その評価を受けること。また、プログラムのテストランに使用するデータは、発注者の提供するものを用い、実際の稼働環境に適切なプログラムであるかどうかを確認すること。

(8) 拡張性に関する事項

ア 将来、対象業務やデータ量が増えた場合の拡張性が考慮されており、機器更新が容易に行える柔軟性を確保すること。

イ ソフトウェアの仕様変更は、可能な限りマスターメンテナンスで対応が可能なこと。

(9) システムレスポンスに関する事項

ア 各種受付・予約患者画面、1患者の診療履歴画面、診療情報登録・参照画面などの端末応答時間は、システム利用上、支障の無い応答時間を維持すべく善処すること。またデータの長期保存により応答時間が低下しなうよう機器選定、各種パラメータ設定を行なうこと。

イ 端末応答時間は、以下を目安とすること。

(ア) 入力内容のチェック処理：1～2秒

(イ) データ検索処理：2～5秒

(10) 教育等に関する事項

ア センター情報担当者に対して以下の教育を行うこと。また、関連して必要となるマニュアルをそれぞれ1部提供すること。

イ 医療費改正や職員の異動などに伴うマスタ管理を円滑に行うことも念頭にいれること。

(ア) システムの説明

(イ) 操作教育

(ウ) 障害発生時対応教育

ウ センターの情報担当者が、緊急事態発生時にベンダーのシステム技術者からの電話による説明を理解できるよう、情報システムに関する教育を実施すること。

エ 受注者は、導入に際してプロジェクトチーム等を編成し、発注者に対してシステムの運用、およびパソコン等の操作方法について研修を実施すること。

オ 受注者は、発注者に対して、システムの運用に必要な指導、助言及び研修を無償で行い、簡易なものに限り、電話で指示できるものとする。

カ 電子カルテの本番環境による操作研修は1ヶ月前からとし、強化人材（各センター2名ずつ）を対象とした試験運用・動作確認は2ヶ月半前を目途に実施できるようスケジュール作成を行うこと。

(11) その他システム導入に関する事項

ア 要求仕様に含まれている業務ソフトウェア類を、環境含めハードウェアなどにインストールし納入すること。

イ 広島市こども療育センター（東区）と広島市北部こども療育センター（安佐北区）、広島市西部こども療育センター（佐伯区）3センターの患者IDを統一し、一つのサーバにて運用できること。

ウ 3センター共通のファイル共有の仕組みを構築すること。

エ 薬剤情報発行システムの医薬品DB更新作業は調達費用に含めること（年1回とする）。

オ 心理検査やセラピー、各種教室の算定情報も医事会計システムへ送信できること。

カ スキャナーにて取り込んだ画像をバーコードにより各患者別フォルダへ自動振り分けできること。

キ センター内に存在する文書について電子カルテを含む病院情報システムにて管理できるように、必要に応じて電子化すること。また、電子化に必要な費用は本調達費用に含めること。

ク 当センターで既に導入されているシステムとの連携に必要な費用は本調達に含めること。

ケ 電子カルテ導入に伴い、新規にLAN配線が必要な箇所には提案事業者にてLAN配線を行うこと。また、5年間の保守を含めること。

コ 部門システムと電子カルテシステムとの接続費用は接続側にかかる費用も含め本調達費用に含めること。

サ 心電図データビューアシステム、脳波簡易ファイリングシステム、放射線画像管理システムとの接続においては、電子カルテ端末上にビューアアイコンを配置し、同一端末から画像の参照ができること。

シ 放射線画像管理システムについて、患者ID、氏名、かな氏名、性別、生年月日、電話番号を医事システムと連携すること。

ス 画像オーダー項目画面に「他院からの画像取り込み」「他院への画像書き出し」を登録する為の項目を作成すること。その際に分類として、大項目として画像、中項目として①画像取り込み、②画像書き出しの画面イメージとすること。

セ システム導入時に診断書等の文書（全60文書）の作成業務を行うこと。この費用は本調達費用に含むこと。

1 1 ネットワーク環境構築要件

広島市こども療育センター（北棟）は建替えの際にネットワーク環境構築(LAN 配線工事)が完了している。ただし、広島市こども療育センター（北棟）内2階多目的室、5階大会議室・中会議室・小会議室と広島市こども療育センター南棟（愛育園）、北部こども療育センター、西部こども療育センター、広島市こども療育センター仮施設はネットワーク環境構築(LAN 工事)を行うこと。詳細は別紙参照のこと。4施設間のネットワークについては、セキュリティの高い専用線またはVPN 網とすること。

1 2 システムの運用保守に関する要件

(1) 全般事項

- ア 当センターには専任のシステム担当者を配置することが困難なため、医療情報システムのバージョンアップ作業や診療報酬改定作業の際には必ず現地立会いの下、リリース作業および操作説明を実施すること。ただし、リリース作業の一部はリモートメンテナンスによる作業も可とする。
- イ 専任のシステム担当者が不在であることから、納入した全ての機器、ソフトウェア、ネットワーク機器に関して、アフターサービス、修理、部品などの提供、各種相談の受付など連絡窓口を一本化し、常時速やかに障害に対処できる体制を確保すること。また、広島市内に事業所を有すること。
- ウ 障害時、障害内容と原因および対処などの経過を報告すること。ただし緊急性のある場合は、事後報告も可能なこと。
- エ 障害が発生した際は、速やかに保守技術者をセンターへ派遣し、障害復旧作業を行うことを基本とすること。
- オ ハードウェア障害に関し、緊急時にも遅滞なく対応可能なこと。なお、窓口の所在地は問わないが、技術者を有する拠点は市内を基本とする。なお、市内に拠点がない場合は、対応する拠点を明記すること。
- カ ソフトウェアに起因する障害には、緊急時にも遅滞なく対応が可能なこと。また、基幹サーバについてはリモート管理により異常が発生した時点で保守担当部門へ自動通報が可能なこと。
- キ システム稼働後のサポートの観点より、今回導入するシステムについてハードウェア・ソフトウェアを合わせた保守体制が取れること。
- ク 障害発生時のスムーズな対応が可能になるように遠隔操作によるリモートメンテナンス体制を備えていること。
- ケ 当センターの診療業務を総合的に支援しつつ、仕様書 8（システムの概要(1)処理対象業務)に記載している業務を円滑に運営・管理できるとともに全体のセキュリティ管理機能を備えること。
- コ ソフトウェア・ハードウェアともに5年間の保守を含めること。

(2) 端末等の管理に関する事項

- ア モジュール自動配信が容易に可能なこと。（基本プログラムの配信はメーカー作業）
 - (ア) マスタ修正後、ユーザーによる配信作業を必要としないこと。
 - (イ) 設定ファイル修正後、ユーザーによる配信作業を必要としないこと。
 - (ウ) 共通文書のテンプレート作成・修正後、ユーザーによる配信作業を必要としないこと。
 - (エ) 機能強化などでプログラム配信が発生した際、起動中の端末へシステム再起動を促すメッセージ

ジを表示すること。

(オ) 各端末の一元管理を実現するための総合的な機能を提供すること。

(カ) 端末名や IP アドレスなどの変更や管理が容易に可能なこと。

(キ) 情報管理者が各端末ごとのアクセスやデータの保存などについて制限をかけることが可能なこと。

イ 本調達の対象となるサーバ機器については、省電力を考慮し、仮想化技術を活用して最大2つの筐体にて構成すること（バックアップ装置は別途構成可とする）サーバが3つの筐体を超える場合には理由と合わせてセンターへ確認を行うこと。

ウ サーバ、パソコン機器は自動運転、自動バックアップに対応すること。

(3) システムのメンテナンスに関する事項

ア 情報システムは 24 時間 365 日の安定した連続運用が可能であること。(制限がある場合は入札提案時に通知すること)

イ ネットワーク監視サーバにより以下が可能なこと。

(ア) システムおよびネットワーク機器の監視

(イ) リモートメンテナンス

ウ 電子カルテシステム、オーダーリングシステム、医事会計システムなどの基幹業務システムを停止することなく、データベースのバックアップなどのメンテナンスが可能なこと。

エ プログラムを改修せずに、マスタや設定ファイルの更新作業でシステム保守が容易に行える仕組みをもっていること。またその方法はユーザー側の要求に応じて情報提供可能なこと。

オ 設定ファイルは一元管理されていること。ただし端末ごとに設定内容の変更、削除も可能とし、各部署の運用に柔軟に対応可能なこと。

カ 設定ファイルは専用の設定ツールを持ち、保守性が高いこと。

キ マスター、設定ファイル、文書のテンプレートはサーバーで一括管理し、ユーザーの配信の作業が発生しないこと。

ク 診療科、病棟、病室、部署、センター職員（システム利用者）、運用制限時間など、センターの基本的な組織・運営に関わる情報について、変更が生じてマスタの設定により画面、帳票の修正が容易に可能なこと。ただしデータの追加などにより画面や帳票のレイアウトが異なる場合や特殊設定が必要な場合は、この限りではない。

ケ マスターの内容を随時変更する必要がある場合は、マスタ保守画面を開いて、マスタ登録・更新が可能なこと。

コ 病名や医薬品に関するマスタをオーダーリングシステム、電子カルテシステム、医事会計システムなどに登録する場合、MEDIS の標準マスタより提供される CD-ROM などの電子媒体から登録が行えること。(追加、更新時に対応)。また処置、検査、医療材料などについても、対応できていれば望ましい。

サ 稼働半年後に定例会議を開催し、設定・マスタ変更等で可能な範囲でシステム見直しを行う機会を設け、その費用を本調達費用に含むこと。

(4) 報告等事項

ア 受注者は月次の運用・保守に関する報告書を翌月 10 日ごろまでに提出すること。報告内容は進

捗状況や工数実績、課題管理などポイントを押さえたものとする。

イ 受注者は年間の利用状況や問い合わせ記録に関する報告書を提出すること。報告書には、月次報告をマージしたものに加え、利用状況の推移や課題、今後の利活用案を記載すること。

ウ 協議等を行った際は、受注者が議事録を作成し、速やかに発注者に提出すること。

1.3 納品成果物

本業務における成果物は下表のとおりとする。その他、追加で提出が必要な資料等がある場合は、発注者と協議の上、本業務の費用の範囲内で対応可能な範囲で作成に協力すること。

成果物の作成に当たっては、テキストベースではなく、業務の流れ図（フロー図）や画面展開ごとのハードコピー、説明項目のマークなどを使用し、視覚的にわかりやすいものとする。

受注者は提出時期に各成果物を提出する他、令和5年3月31日までに成果物一式を紙及び電子媒体（CD等、正副2枚）により納品すること。なお、電子媒体による納品について、Microsoft Word 2016、同 Excel 2016、同 PowerPoint2016 で読み込み可能な形式、又はPDF形式で作成し納品すること。また、納品後、発注者において利用が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

納品後に検収を受け、発注者の承認を得ること。発注者の承認が得られない場合、受注者は速やかに修正し、発注者の承認を得ること。

表1 成果物一覧

納品成果物	提出時期
システム一式	研修実施までに
実施計画書	契約締結後、速やかに
実施体制図	契約締結後、速やかに
実施スケジュール管理表	契約締結後、速やかに（内容は随時更新）
システム設計書	令和4年12月中旬
テスト計画書・テスト結果報告書	令和4年12月中旬
システム操作マニュアル	令和4年12月中旬
運用・保守計画書	令和4年12月中旬
運用保守レポート	運用保守開始後、月末及び年度末
議事録	打合せや協議実施後、速やかに
研修マニュアル	操作研修時7日前までに
業務実施報告書	業務完了時

1.4 業務の引継ぎ

- （1）受注者は、本業務に係る契約が満了し、又は解除されたときは、引き継ぐべき業務の内容の詳細を記録した業務引継書を作成し、発注者に提出するとともに、十分に説明を行うこと。
- （2）受注者は、発注者が事業を継続して遂行できるよう、移行業務を支援することとし、次期システム受注者が円滑にデータ移行できるよう、受注者側で費用負担の上、本システムの情報等をCSV形式等で抽出する作業を実施するなど、本業務の範囲内でシステム切り替えに協力すること。
- （3）契約終了時には、業務の引継ぎ作業の完了を発注者が確認した後、受注者が開発等に利用した機器等のデータやバックアップデータについては物理的な破壊等を行い、データを復元できないようにすること。また、物理的な破壊等を行った際に、機器のシリアルナンバー等の確認が可能な画像を記録し

た証明書により発注者に報告すること。なお、必要に応じて本市職員が消去作業に立ち会うことがある。

1 5 留意事項

- (1) 調達対象システムは、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5.1 版（令和 3 年 1 月）」に準拠したシステムであること。
- (2) 受注者は、ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
- (3) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。
- (4) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報の取扱いに十分留意し、ほかに漏洩等が行われないようにすること。
- (5) また、知り得た機器構成の内容、発注者のシステムの概要、データ等については、第三者に公表してはならない。機密保全、情報公開に関わる全ての事項については発注者の指示に従うこと。このことは、本契約が終了した後においても同様である。
- (6) 受注者は発注者の情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守して業務を実施すること。
- (7) 受注者は、業務上個人情報を取り扱うに当たり、別紙「個人情報取扱特記事項」の定める事項に従って業務を行うこと。

1 6 費用負担

- (1) 当センター(以下「発注者」という。)と受注者は、次のとおり費用負担を行うこととする。
 - ア 無停電電源装置バッテリー等のシステムの運用に必要な消耗品は、発注者の負担とする。
 - イ 診療報酬点数表の改正、消費税率変更に要する費用は、受注者の負担とする。
 - ウ 医療事務の電子請求に要する回線費用は発注者の負担とし、4 施設間のネットワーク及びリモートメンテナンスの回線使用料については受注者の負担とする。
 - エ システムの保守、修繕及び部品の交換費用は、受注者の負担とする。
- (2) 本書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、定めるものとする。

1 7 その他

- (1) 本業務における全ての納品成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む。）及び所有権は発注者に帰属するものとする。なお、パッケージに関する部分は除く。
- (2) 本業務に付随した業務として、発注者の現状を鑑みた結果、機能要件に記載がない事項であっても追加費用なく導入できる機能について検討すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項でも、本システム等を適切に動作させるために当然備えるべき性能、機能（構造）等については整備するものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、その都度、発注者と受注者双方が協議し決定することとする。